平成２９年（フ）第１２８９号
大阪府池田市豊島南１丁目６番12号203号
債務者　山下　奈実
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９７号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目14番３号　ドエル弥刀102号
債務者　田上　敏行
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１８号
大阪市生野区田島３丁目５番45号
債務者　陵本慶浩こと　李　　慶浩
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１９号
大阪市港区南市岡２丁目10番17―803号
債務者　新南　敏久
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５８号
大阪府枚方市田口山３丁目１番18号、住民票上の住所大阪府枚方市出口５丁目２番３号
債務者　小寺　和孝
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８２号
大阪府東大阪市永和２丁目21番19号
債務者　ルージュこと　河田　葉子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８５号
大阪市平野区長吉長原３丁目15番18―602号
債務者　児玉　清恵（旧姓板井）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２５号
大阪市淀川区木川西１丁目５番14―809号
債務者　安山勝造こと　安　　勝造
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１３号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目15番37号ノーサイド若江504号
債務者　田村　　明
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７２４号
大阪市住之江区緑木１丁目２番１―509号
債務者　米野美代子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４５号
大阪市旭区大宮３丁目14番20号
債務者　嶋谷　正夫
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６３号
大阪府箕面市如意谷３丁目７番H―102号
債務者　沖津　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９６号
大阪市平野区加美北８丁目14番１―704号
債務者　西川　　勇
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９７号
大阪市平野区加美北８丁目14番１―704号
債務者　西川由美子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２１号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号　ボ・ドーム大念仏、住民票上の住所大阪市西淀川区姫島６丁目５番９号　（前住所）大阪市西淀川区佃１丁目１番47―1305号
債務者　榊原寿々香（旧姓多賀）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２４号
大阪市北区本庄西２丁目13番23号　森ペンション　２号室
債務者　平野　順久
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３８号
大阪市住吉区南住吉３丁目14番18号ストークマンション二宮204号
債務者　中條　ナミ
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部